

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成31年3月22日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

10番 市川圭一君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

21番 小松崎伸君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	山 越 恵 美 子 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教員委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会議務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	田上	洋子君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君

## 平成31年第1回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

平成31年3月22日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 3号 牛久市長等政治倫理条例について
- 日程第 2. 議案第 4号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 5号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 7号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 8号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 9号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第10号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9. 議案第11号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10. 議案第12号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11. 議案第13号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12. 議案第14号 平成31年度牛久市一般会計予算
- 日程第13. 議案第15号 平成31年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14. 議案第16号 平成31年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15. 議案第17号 平成31年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第16. 議案第18号 平成31年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第17. 議案第19号 平成31年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第18. 議案第20号 平成31年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第19. 議案第21号 牛久市道路線の認定について
- 日程第20. 議案第22号 牛久市道路線の路線変更について

- 日程第 2 1. 議案第 2 3 号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 日程第 2 2. 議案第 2 4 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 2 3. 議案第 2 6 号 土地取得について
- 日程第 2 4. 請願第 1 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
- 日程第 2 5. 請願第 2 号 後期高齢者の医療費自己負担 2 割への引き上げに反対する請願
- 日程第 2 6. 議員提出議案第 1 号 牛久市議会議員政治倫理条例について
- 日程第 2 7. 議員提出議案第 2 号 牛久市政治倫理調査委員会条例について
- 日程第 2 8. 議員提出議案第 3 号 牛久市議会議員の費用弁償の特例に関する条例について
- 日程第 2 9. 選挙第 1 号 牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 3 0. 「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会報告について
- 日程第 3 1. 閉会中の事務調査の件

午前10時03分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議案第10号に対する修正案及び議案第14号に対する修正案の2件、議員提出議案第1号ないし議案第3号の3件並びに牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の1件が提出されましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第3号ないし日程第22、議案第24号及び日程第23、議案第26号の23件、日程第24、請願第1号及び日程第25、請願第2号の2件を一括議題といたします。

○

議案第 3号 牛久市長等政治倫理条例について

議案第 4号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第11号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 平成31年度牛久市一般会計予算

議案第15号 平成31年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第16号 平成31年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第17号 平成31年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第18号 平成31年度牛久市小規模水道事業特別会計予算

議案第19号 平成31年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第20号 平成31年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第21号 牛久市道路線の認定について

議案第 2 2 号 牛久市道路線の路線変更について

議案第 2 3 号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

議案第 2 4 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 2 6 号 土地取得について

請願第 1 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の  
請願書

請願第 2 号 後期高齢者の医療費自己負担 2 割への引き上げに反対する請願

○議長（板倉 香君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つ  
きましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務常任委員長。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

#### 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議  
規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 3 号	牛久市長等政治倫理条例について	原案可決
議案第 4 号	牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について	原案可決
議案第 5 号	牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について	原案可決
議案第 10 号	平成 3 0 年度牛久市一般会計補正予算（第 5 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決

議案第23号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について	原案可決
--------	--------------------------------	------

〔総務常任委員長杉森弘之君登壇〕

○総務常任委員長（杉森弘之君） 総務常任委員会委員長審査報告を申し上げます。

平成31年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第3号は、牛久市長等政治倫理条例についてであります。

本件は、市議会の政治倫理条例特別委員会における調査研究の結果、現行の牛久市政治倫理条例について、市長、副市長及び教育長を対象とするものと市議会議員を対象とするものをそれぞれ別の条例にすべきとの結論に達したことを受け、市長等に関する事項等に所要の改正を加えた上で、市長等を対象として新たに制定するものです。

議案第4号は、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国が進める働き方改革の趣旨にのっとり、人事院規則において時間外勤務命令を行うことができる上限を定める改正が行われたことを踏まえ、本市においても同様に上限を規則で定めることができるよう、条例を改正するものです。

審査に当たり委員からは、この条例は国の働き方改革の関連法に関する改正と考えているが、牛久市の場合、労働基準法の改正により既に図書館業務の委託先のNPOに対し有給休暇を取得すると示されているが、ほかの業務委託もあるのかと思われるが、その考えについて、また勤務に対し必要な事項は規則で定めるとあるが、この規則はどこでいつごろ定められるのか質疑がなされました。市執行部からは、業務委託の休暇等の付与に関しては、労働基準法等の趣旨を各課に周知し、各課で委託をする際に考慮するように周知していきたいと考えている。また、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正時期については、準備が整い次第改正したいと考えているとの答弁がありました。

議案第5号は、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、非常勤職員の育児休業が延長を含め最長1歳6カ月であったものを、1歳6カ月に



達した時点で保育所に入れないなどの場合に、最長2歳まで取得することができるよう改正するものです。

議案第10号は、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてであります。

本件は、歳出の主なものについて、プレミアムつき商品券事業を実施する補正については、平成31年度実施のプレミアムつき商品券事業のためのシステム改修費用413万5,000円になります。

審査に当たり委員からは、プレミアムつき商品券事業を実施する補正については、このプレミアムつき商品券を購入ができる対象者、またその対象者に対するの周知方法、利用期限はいつまでなのか及び商品券を販売する場所はどこなのか等質疑がなされました。市執行部からは、対象者は、平成31年度非課税の方、6月1日時点で3歳未満の子が属する世帯の世帯主の方で、こちらについては、3歳未満のお子さんの数だけプレミアムつき商品券を購入することができる。周知方法については、対象者に直接通知などでお知らせしたいと考えている。利用期限は、消費税増税の10月1日から来年3月末を想定している。販売場所については、市役所での販売を考えているとの答弁がありました。

議案第23号は、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてであります。

本件は、平成14年12月19日龍ヶ崎市と公の施設相互利用に関する協定書を締結し、お互いの市民の利便性を図っている。その対象施設のうち、牛久運動公園内の武道館が利用可能となることから、平成31年4月1日から対象施設に含める協定に変更するものであります。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第3号ないし議案第5号、議案第10号及び議案第23号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、須藤教育民生常任委員長。

---

平成31年3月22日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 須藤京子

## 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第6号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第7号	牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第8号	牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第10号	平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第11号	平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第13号	平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第24号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
請願第2号	後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願	採 択

〔教育民生常任委員長須藤京子君登壇〕

○教育民生常任委員長（須藤京子君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成31年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第6号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、学校運営協議会委員の報酬を日額報酬から年額報酬に改正し、報酬の対象を学校運営協議会の会議に限らず、年間を通した委員活動全般に拡大するものであります。

審査に当たり委員からは、条例改正による会計上のメリットについて質疑がなされ、市執行部からは、今の想定では年4回程度の開催が見込まれることから、増減等の変更はないと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、学校運営協議会委員の対象の学校、各学校の状況、活動状況等について質疑がなされました。市執行部からは、学校運営協議会委員はコミュニティ・スクールを運用するための委員であり、現在、小中学校13校のうち5校がコミュニティ・スクールとなっている。残り8校については本年4月1日よりコミュニティ・スクールとなる予定であり、全ての学校で学校運営協議会が開催されることになる。委員については、12名から20名までの範囲で各学校から内申が出ている状況である。学校運営協議会では、地域との連携、地域の皆さんからの学校への支援を促進するような仕組みとなっているとの答弁がありました。

議案第7号は、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、医療福祉費を支給する重度心身障害者について、本年4月1日から茨城県がその対象を拡大することに伴い、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、対象となる精神障害者保健福祉手帳1級を保持している方が54名ということであるが、1級以外の方の人数についての質疑がなされ、市執行部からは、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は平成30年3月31日現在で、2級については301名、3級については156名となっているとの答弁がありました。

議案第8号は、牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、東日本大震災における特例措置と合わせ、年1.5%に改正するとともに、同法施行令の改正に伴い、引用条項の整理及び保証人の有無に応じた利子の規定について追加するものであります。

審査に当たり委員からは、災害援護資金の貸付利率を1.5%とする根拠について質疑がなされ、市執行部からは、東日本大震災における特例措置で設けられた利率と合わせたものであるとの答弁がありました。

議案第9号は、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び関係省令の改正により、共生型サービスの指定基準を定める条項を加えるため改正するものであります。

審査に当たり委員からは、条例改正の背景、対象となる茨城県が指導する施設、牛久市が指導する施設の数について質疑がなされ、市執行部からは、条例改正の背景としてはこれまで介護保険優先の原則というものがあり、障害者が65歳になって介護保険の被保険者となったときに、使いたれた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがある。また、障害福祉の現場で働く人材不足が懸念される中、地域の現状や利用者のニーズに合った支援体制の構築ができるよう、介護保険の事業所と障害福祉の事業所の両方に共生型サービスという新たな指定の特例制度が設けられたことになる。地域密着型のデイサービス事業所は7カ所で、18人以下で牛久市民だけの小さな規模のデイサービス事業所が本条例の改正となる。地域密着型は小規模事業所で、それ以外は広域型で、県の指定となる。ホームヘルプサービスの事業所が16カ所、デイサービス事業所が20カ所、ショートステイの事業所が7カ所、合計43カ所が県の指定を受けている。障害者施設については、居宅介護サービスが7カ所、重度訪問介護が5カ所、生活介護が7カ所、自立訓練が4カ所、児童発達支援が4カ所、放課後等デイサービスが8カ所、短期入所が8カ所、指定を受けているとの答弁がありました。

議案第10号は、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金の国庫負担金は児童保護費等交付金の増額計上等であり、国庫補助金は前倒しして実施する運動公園屋外トイレ改修事業に対する社会資本整備総合交付金を新たに計上するほか、本年度の交付決定に伴う減額等を行うものであります。

歳出の主なものとして、教育費の保健体育費は国の補正に伴い前倒しして実施する牛久運動公園屋外トイレ改修事業費の計上であります。第4表の地方債は、国の補正予算採択に伴う牛久運動公園屋外トイレ改修事業債等の追加を行うものであります。

審査に当たり委員からは、保育施設の募集状況、応募状況、児童クラブの現状での児童数、支援員数について質疑がなされました。市執行部からは、保育施設の募集状況については、フレンド幼稚園の保育については利用定員が78名のところ45名、教育については165名のところ122名という状況になっている。児童クラブの現状について、児童数は約1,250名を今預かっている状況で、支援員については変動があるが約115名、派遣の支援員は約6名、計121名前後の体制で1月以降運営している状況であるとの答弁がありました。

また、委員からは、ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金の受給者数、内訳、保育園の待機児童の現状について質疑がなされ、市執行部からは、ひとり親家庭の受給者数については、正看護師2名、准看護師1名で、いずれも母親が受給している。保育園の待機児童数については、平成30年10月1日現在、総数で90名となっている。内訳は、0歳児、保育士不足が23名、施設不足が6名、計29名。1歳児、保育士不足が15名、施設不足が15名、計30名。2歳児、保育士不足が5名、施設不足が26名、計31名となっている。3、4、5歳

児については、現在はない状況となっているとの答弁がありました。

次に、委員からは、牛久運動公園屋外トイレ改修の完成時期について質疑がなされ、市執行部からは、牛久運動公園屋外トイレについては、国体が開催される9月下旬までに野球場側と多目的広場トイレを優先的に完成させたい。第3駐車場のトイレを3番目に実施する予定であり、なるべく早く完成させたいとの答弁がありました。

議案第11号は、平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本件は、執行見込みに伴う予算の減額を行うものであり、歳入については、県支出金、繰入金金の減額、歳出については保険給付費等の減額を行うものであります。

議案第13号は、平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本件は、執行見込みに伴う予算の減額を行うものであり、歳入については繰入金金の減額、歳出については納付金等の減額を行うものであります。

議案第24号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、牛久第二小児童クラブにおいて、不審者対応訓練で放課後児童支援員が誤って、刺又の先端で児童の前歯を1本欠損させ損害を与えたことについて、当事者の法定代理人と示談し、損害に対する賠償の額を定めるものであります。

請願第2号、後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願であります。

本件は、75歳以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないよう強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、医療費の窓口負担を2割への引き上げを行うと、医療費の抑制につながってしまうのでないか。早期受診をしなくなり重症につながり、結果医療費の増大につながりかねないと懸念される。高齢者の収入が生活保護基準を下回る世帯は全体の3割に上っていることから負担増はすべきでなく、この請願に賛成であるとの意見がありました。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第6号ないし議案第9号、議案第11号、議案第13号及び議案第24号は全会一致により、議案第10号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第2号につきましては可否同数により、委員長裁決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（板倉 香君） 次に、市川産業建設常任委員長。

平成31年3月22日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 市川圭一

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第10号	平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第12号	平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第21号	牛久市道路線の認定について	原案可決
議案第22号	牛久市道路線の路線変更について	原案可決
議案第26号	土地取得について	原案可決
請願第1号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	不採択

〔産業建設常任委員長市川圭一君登壇〕

○産業建設常任委員長（市川圭一君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成31年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月19日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第10号は、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）であり、当委員会所管の

歳入の主なものとして、県支出金の県補助金は、被災農業者向け経営体育成支援事業実施に伴う補助金の増額及び経営体育成支援事業補助金等の減額計上であります。歳出の主なものとして、昨年の台風24号により被害を受けた農業者に対する支援費を農林水産業費の農業費に計上するものです。

審査に当たり委員からは、今年度実施している木造市営住宅の再構築基本構想において、耐用年数を過ぎた既存の木造住宅は耐震改修を行わない方針となったため、耐震診断を行わなかったということであるが、そのような方針となった理由について質疑がなされ、市執行部からは、平成29年度の検討においては、市内の木造市営住宅を猪子住宅に集約する手法として、面的整備により一度に取り壊しを行い、退去後の空き室について耐震診断を行い、安全性が確保された後に移転したほうの工事中の仮住まいとする方法を考えていたが、平成30年度は、住民の方に2回の引っ越しの負担がかかることやコストの面などを勘案して、退去した住宅を解体し新築することにより、1回の引っ越しで済むような方針に変更したことに伴い、耐震診断に関する予算を減額するとの答弁がありました。

議案第12号は、平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であり、既定の予算額から3,509万1,000円を減額し、予算の総額を22億2,190万9,000円とするもので、歳入歳出予算及び地方債について補正するものであります。

議案第21号は、牛久市道路線の認定についてであります。

本件は、開発行為による6路線、道路拡幅による1路線の合わせて7路線を認定するものであります。

審査に当たり委員からは、民間業者の開発行為により78区画の宅地が整備されているということであるが、この付近においてほかにも開発行為の予定があるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、付近において約14区画の開発行為があるが、それ以外について把握しているものはないとの答弁がありました。

議案第22号は、牛久市道路線の路線変更についてであります。

本件は、田宮西近隣公園整備に伴う1路線を路線変更するものであります。

審査に当たり委員からは、路線変更前と変更後では大幅に面積が減少しているが、行政財産としての考え方について質疑がなされ、市執行部からは、市道の減少した部分については、公園の一部として都市計画決定されたことに伴って市道路線の路線変更となるとの答弁がありました。

議案第26号は、土地取得についてであります。

本件は、牛久駅前空洞化防止、中心市街地のにぎわいづくり等、牛久駅周辺のまちづくりを推進する上で中核施設となるエスカード牛久ビルの再生に取り組むため取得するものであり

ます。

審査に当たり委員からは、議案書に添付されている各階平面図に白地の部分があるが、この部分については誰の所有になるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、色づけした部分が今回取得する部分であり、白地の部分はエイチ・ツー・オーが所有していた区分所有以外の共有者が所有している部分と、エレベーターやエスカレーターなどの共用部分、そのほかに銀行の区分所有もあるとの答弁がありました。

請願第1号は、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書であります。

本件は、政府に対し、全国一律最低賃金制度を確立する等、地域間格差を縮小させるための施策を推進するとともに、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1,500円以上、即時時給1,000円以上に引き上げること、また中小企業への支援策を拡充することを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、茨城県の最低賃金は低水準であり、ワーキングプアをなくすためにも、早急に時給1,000円以上に、そして最終的には1,500円以上に引き上げるよう国に対して求めるべきである。また、景気が低迷する中では、国からの中小企業に対するの支援も必要であるとの理由から、本請願を採択して国に対して意見書を提出したいとの意見がありました。

付託されました案件について審査の結果、議案第10号は賛成多数により、議案第12号、議案第21号、議案第22号、議案第26号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号は賛成少数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、本委員会の閉会中の所管事務調査についてであります。

平成29年12月14日に本委員会の閉会中の所管事務調査が議決されて以来、6回にわたり委員会を開催し、関係資料の提出を求めるとともに、市執行部の出席を求め、エスカード牛久ビル活性化に対する調査を行ってまいりましたが、本件に関しては、平成31年第1回臨時会において執行部より、エスカード牛久ビルの維持管理における資金貸付金の計上とエスカード牛久ビルにおける不動産を取得する議案が提出され、議会の審議を経て可決されたことから、今後も議会及び市民に対して明確な説明を執行部に求めていくとともに、いまだ利活用されていない床の有効活用や貸付金の返済については、議会として監視していく必要があると認め、継続して調査することを申し上げ、本委員会の現時点での調査報告といたします。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、山越予算特別委員長。



平成31年3月22日

牛久市議会議長 板倉 香 殿

予算特別委員会

委員長 山越 守

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第14号	平成31年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第15号	平成31年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第16号	平成31年度牛久市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第17号	平成31年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第18号	平成31年度牛久市小規模水道事業特別会計予算	原案可決
議案第19号	平成31年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第20号	平成31年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決

[予算特別委員長山越 守君登壇]

○予算特別委員長（山越 守君） 予算特別委員会委員長審査報告。

平成31年2月28日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は

議案第14号 平成31年度牛久市一般会計予算

議案第15号 平成31年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第16号 平成31年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第17号 平成31年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第18号 平成31年度牛久市小規模水道事業特別会計予算

議案第19号 平成31年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第20号 平成31年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

以上、7件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る2月28日、3月8日、11日、12日の4日間にわたり委員会を開催し、ひたち野うしく中学校、市立第一幼稚園、旧住井すゑ邸の3カ所の現地視察を行うとともに、3月8日、11日、12日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について、委員からは、プレミアムつき商品券事業の内容について質疑がなされ、市執行部からは、プレミアムつき商品券事業については、国の消費税増税に伴う経済対策の一環として全国の自治体で実施するもので、内容としては、非課税者やゼロ歳児から2歳児の世帯が対象であり、ゼロ歳児から2歳児については一人ずつカウントし、それぞれ1人について2万円2万5,000円使用できるプレミアムつき商品券を販売する事業となっている。市内の想定人数は、1万2,000人を想定している。販売開始は、消費税増税の時期に合わせて、今年10月から来年3月までの半年間を予定している。商品券2万5,000円が使用できる店舗は、市内の事業者、大型店舗も可能とするように国から示されているので、今後の公募に対して応募があった店舗において使用できるようにする。事業費、事務費ともに国の補助であり、市の持ち出し分は常勤職員の人件費分であるとの答弁がありました。

また、委員からは、公共交通の活性化について検討する事業では、平成31年度は地域公共交通会議においてどのようなものが検討材料なのか、具体的に予測されるものはどのようなものかとの質疑がなされ、市執行部からは、地域公共交通会議では、市内JRの時刻表、路線バスの時刻表、かっぱ号の時刻表、これらを一枚に印刷した公共交通マップの印刷を実施したいと考えている。また、公共交通のアンケートの実施やかっぱ号のルート変更、ひたち野地区ルートの新設を検討するとの答弁がありました。

そのほかに、委員からは、平成31年度個人市民税の対前年度比1.1%、約5,600万円の増額の要因及び固定資産税も昨年度と比較して増収となる要因について質疑がなされ、市執行部からは、個人市民税については納税義務者増に伴う増収の見込みであり、固定資産税については基本的に増収の要因はないものの、工業団地等での大型償却資産の設備投資がここ数年続いていることにより増収となっているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、スクールアシスタントを派遣する事業における予算の増額理由及び学校施設の地域への開放状況について質疑がなされ、市執行部からは、当

該事業の予算の主な増額理由は、スクールアシスタントの報酬のキャリアアップ及び奥野小学校、中根小学校、向台小学校にスクールアシスタントをそれぞれ2名配置し、5時間勤務を6時間勤務として、児童、生徒が学校にいる間は支援ができるようにしていることに伴う増額である。学校施設の開放については、規則を定め、校庭、体育館、武道場の開放を行っている。ひたち野うしく小学校では、図書館、大会議室、図工室、家庭科室、音楽室の地域開放を行っているとの答弁がありました。

また、委員からは、訪問型家庭教育支援事業における小学生通学用ヘルメット購入について質疑がなされ、市執行部からは、当該事業では家庭での教育力の低下が不登校につながらないようにしたいと考えており、保護者が病気や夜間勤務などの理由により子供への対応ができない家庭への支援から入っていきたいと考えている。対象としては、支援員で対応が可能な家庭を想定しており、全小学校で五、六名程度と考えている。ヘルメットの着用に関する細かな運用については、学校で今後決めていくことになるが、ヘルメットの着用に関して学校から指導を行い、趣旨を理解していただくまで丁寧な説明をしていくとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、民間保育園の補助金、保育連携、成年後見人を育成するためのサポート状況について質疑がなされ、市執行部からは、民間保育園建設の補助については、平成31年度小規模保育施設1カ所を予定しており、2020年4月の開園に向けて調整している。利用定員については、0歳児3名、1歳児と2歳児がそれぞれ8名の合計19名であり、保育施設の場所は牛久市南2丁目地内を予定している。小規模保育連携施設については、現在、龍ヶ崎市にある認定こども園ぶどうの木龍ヶ崎幼稚園を予定している。また、市民後見人の育成については、今後は成年後見サポートセンター中核機関における重点的な育成と地域連携ネットワークの構築を目的として、新たに中核機関に委託する。中核機関で開催するさまざまな研修を行った後に、日常生活自立支援事業で経験を積んで、市民後見人となる研修も重ねながら育成していくとの答弁がありました。

また、委員からは、民生委員児童委員制度の事業内容と今後の課題について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市の民生委員の定数は、茨城県の条例において123名と定められており、現在119名が委嘱されており、欠員が4名となっている。民生委員の仕事の中で一番重要な役割は、地域での見守りと相談役としての役割があり、相談を受けた内容については、関係機関へのつなぎ役として重要な役割を担っている。今後の課題としては、民生委員児童委員の業務の負担軽減であるため、各種調査を同時期に行える等業務の負担軽減を図っているところであり、今後もあり手不足の解消に努めていくとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について、委員からは、バイオディーゼル燃料の精製方法の改良等による質の向上と、近隣自治体や民間企業への利用拡大の状況について質疑がなされ、

市執行部からは、蒸留装置を通すことによって従来よりも良質なバイオディーゼル燃料を精製することができるようになったことに伴い、燃料の使用時のにおいが少なくなる等の改善がされている。また、近隣自治体の自動車燃料等に利用されているほか、現在、民間企業の一事業所とバイオディーゼル燃料の利用について交渉中であるとの答弁がありました。

また、認定農家を育成する事業において、近代農業促進協議会補助金とUFOクラブ補助金の予算が平成31年度予算に計上されていない理由について質疑がなされ、市執行部からは、各団体の決算において平成31年度への繰越額が予算額を上回っていることから、繰越金による運営が可能であると考え、平成31年度は補助金を計上していないとの答弁がありました。

また、牛久市内における市営住宅に対する需要と今後の整備方針について質疑がなされ、市執行部からは、過去4年間の募集の状況を見ると、応募者数が定員に達せずあきが生じている住宅もあるが、1つの部屋に対する応募が集中する住宅も見られる。入居できなかった応募者については、補欠登録することで退去によるあきができたときに登録者に連絡する対応をしているため、現在のところ問題は生じていない。今年度、市営住宅の長寿命化計画の見直しを行った結果、将来的必要戸数を減らす方向で国や県と調整しているところであるとの答弁がありました。市内には4カ所の木造市営住宅があるが、それを猪子住宅に集約する方針であり、残りの3カ所は売却し、それによって得られた資金は猪子住宅を建設するための資金に充てることで一般財源の負担を軽減したいとの答弁もありました。

そのほか、エスカード牛久ビルの利活用を図る事業において、委託料として予算計上されている基本構想、基本計画の策定スケジュール及びエスカード牛久ビルに対する市民ニーズについて質疑がなされ、市執行部からは、基本構想、基本計画については、5月ごろに入札を執行し発注する予定である。市民ニーズについては、懇話会や市政への意見などからの要望として、子育て支援施設あるいは美術館を設けてほしいなどがあり、今後よりよい利活用をしていくためにコンサルタント業者を交えて協議していきたいとの答弁がありました。

最後に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、平成31年度の国民健康保険の被保険者数及び加入者の多い年代に対する医療費通知の活用に関する周知について質疑がなされ、市執行部からは、被保険者数については、平成31年度は1万9,000人前後と見込んでいる。加入者が一番多い年代は平成31年1月現在で、70歳から74歳が5,524人、次に多いのが65歳から69歳で4,343人である。被保険者が受診した医療費通知の活用については、確定申告の説明用紙に記載されている。ただ確定申告時には1月から8月までの8カ月分しか通知されないため、残りの分については領収書で確認することになるとの答弁がありました。

また、公共下水道事業特別会計について委員からは、下水道使用料を徴収する事業における

県南水道事務費の予算額が平成30年度との比較で約1,000万円の増額となっている要因について質疑がなされ、市執行部からは、上水道使用料と下水道使用料の徴収事務の一元化により、県南水道企業団へ支払っている事務負担金の単価の値上げが要因である。現在の単価は、平成21年度に徴収事務の一元化を開始して以来一度も見直しがされていなかったが、平成28年度に県南水道企業団より値上げについての協議がしたいとの申し入れがあり、協議を重ねた結果、2年間で段階的に値上げすることで合意に至っている。平成31年度がその最初の1年目となるとの答弁がありました。

そのほか、小規模水道事業特別会計について委員からは、筑波南桂工業団地及び奥原工業団地の水源について、平成24年度に県南水道企業団へ移管しているのであれば、当該特別会計を廃止する考えはないかとの質疑がなされ、市執行部からは、財政課の指導により平成31年度に当該特別会計の見直しを行い、小規模水道事業特別会計を廃止するため、9月の定例議会において特別会計条例の改正案を提出する方向で検討しているとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第14号は賛成多数により、議案第15号ないし議案第20号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。14番遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 予算特別委員会委員長報告の中で、教育委員会の所管のところで、訪問型家庭教育支援事業におけます小学生通学用ヘルメット購入の記述がありますが、たしか委員会の中ではこのような質問はなかったと思いますが、その内容について、委員長にお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） その場で、暫時休憩いたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時04分開議

○議長（板倉 香君） それでは、再開いたします。

山越予算特別委員長。

○予算特別委員長（山越 守君） 大変失礼いたしました。

ここで文言の訂正をしていくということでお答えにかえたいと思いますが、いかがでしょう

か。

2ページ、中段の下、「また、委員からは、訪問型家庭教育支援事業における小学生通学用ヘルメット」というふうに、ちょっと文言の意味が通じない状況になってしまいました。結論でございます。これは、訪問型家庭教育支援事業というのが一つありまして、もう一つ、小学生通学用ヘルメット購入についての質疑があったと。案件が並列で2つあったというふうに考えていただいて、では、現実には文言をどうするのか。「また、委員からは、訪問型家庭教育支援事業や」で、「における」は削除してください。「家庭教育支援事業や小学生通学用ヘルメット」云々という形に訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

この際、議案第10号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）については、15番鈴木かずみ君外1名から修正案の動議が提出されております。これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 今議案に対しましては、総務常任委員会では賛成をいたしました。精査の結果、同意するわけにはいかないという結論に達し、修正提案をするに至りましたことを述べさせていただきまして、提案理由の朗読をいたします。

内閣府が発表した1月の景気動向指数は、これまで「足踏み」としていた景気判断を「下方への局面変化」に引き下げました。

さらに、8%増税から消費は伸びていない状況の中、消費税率が10%に引き上げられれば、消費は確実に冷え込むと言われております。たとえ、閣議決定がされていても、国会での統計問題などもあり、消費税率10%は取りやめることも十分可能です。

プレミアムつき商品券事業は、住民税非課税者、3歳未満の子供のいる家庭を対象としていますが、1回だけの商品券販売であり、子育て世代はそれでもなくとも出費がかさみます。消費税増税は市民に負担をかけることから同意することができません。

以上、議案第10号平成30年度牛久市一般会計補正予算に対する修正案の提出理由といたします。

なお、国会では、全野党がこぞって消費税10%引き上げに反対をしていることから、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で、15番鈴木かずみ君の提案理由の説明は終わりました。

これより本動議についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、本動議についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号、平成31年度牛久市一般会計予算については、14番遠藤憲子君外1名から修正案の動議が提出されております。これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 議案第14号修正案の提案理由を申し上げます。

プレミアムつき商品券事業は、住民税非課税者、3歳未満の子供のいる家庭を対象としておりますが、1回だけの商品券の販売であり、子育て世代はそれだけでなくも出費がかさみます。消費税増税は、市民に負担をかけることから同意することができません。

また、北部地域宅地開発については、人口増を目指すとしておりますが、市の市街化区域は40年以上経過した団地でも埋まらない状況であります。莫大な投入費用で新たな開発をしても、計画段階から人口が張りつき税収増につながるには20年以上要し、その間の市の財政負担ははかり知れないものになるでしょう。それよりも急激に増加する空き家対策事業など、若い人も含めて入居者対策は喫緊の課題ではないかと考えます。

したがって、プレミアムつき商品券事業、北部地域宅地開発に反対をし、以上を提案の理由といたします。

○議長（板倉 香君） 以上で、14番遠藤憲子君の提案理由の説明は終わりました。

これより本動議についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、本動議についての質疑を終結いたします。

これより提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。賛成、16番利根川英雄君。

〔16番利根川英雄君登壇〕

○16番（利根川英雄君） 今定例会に定例をされました議案第10号並びに第14号に対する修正動議に対する賛成討論であります。

私たちは、消費税増税はすべきではないという立場から、今回の修正動議を提案いたしました。4月からは、食品を含め多くの商品の値上げが待っております。消費税増税は国民にさらなる負担を押しつけるものになります。政府統計の家計調査ベースでも、GDPベースでも、消費は消費税8%増税の打撃を回復するに至っておりません。さらに、毎月勤労統計でも、所得環境は改善という国会での安倍首相の主張に真っ向から反し、実質賃金マイナスという結果

が出ております。また、共通の事業所では18年の実質賃金はマイナスとなっております。6年間の推移では、政府公表値でも、実質賃金は10万円以上落ち込んだままです。政府統計からこれらを見ただけでも、消費税8%増税後の景気回復は見られておりません。

また、今回の消費増税10%増で、牛久市内ではほとんどが中小零細企業であります。その中小企業に対する消費税10%に引き上げは大変深刻な影響を与えることとなります。まだ確定をしたわけではありませんが、事業者からの訴えでは、このカード利用に対するポイント還元の問題が指摘されました。利用されたカードから、クレジット会社への負担金は、大企業で5%、中小零細企業では25%という不公平感を訴えられておりました。

そして、先ほども提案理由の中で示されました、期限が決められ不公平感が否めないプレミアムつき商品券で、国民負担は軽減できるものではありません。プレミアムつき商品券事業は、住民税非課税者、そして3歳未満の子供のいる家庭を対象としておりますが、1回だけの商品券販売であり、子育て世代はそれでもなくとも出費がかさみます。子育て世代での出費は年齢が高くなるほどかさむ傾向にあります。さらに、住民税非課税より多少の所得増ではプレミアムつき商品券を利用することができず、さらに不公平感は否めないものであります。したがって、消費税増税に伴うプレミアムつき商品券交付事業は同意するわけにはいきません。

そして、次に、新たな北部地域への開発予算であります。少子高齢化、景気回復が見られない現状の中で、これ以上の大規模開発はすべきではないというのが私たちの基本的な考え方です。一般質問でも触れましたが、牛久駅周辺の高齢化によるにぎわいが減少しているのは明らかです。牛久駅の乗降客、この20年間で半分になっております。さらに空き家、アパートなどの空き部屋が4,300を超える状況も明らかになっております。既存の団地でも空き地が数多くあり、それらの活用が今最も重要とする喫緊の課題だと思えます。市が所蔵する新たな宅地開発を行ったとしても、人口増や税の増収を見込めるには20年以上もかかると予想されます。

以上のような観点から、北部地域の宅地開発はすべきではないと考えます。したがって、議案第10号一般会計補正予算案、議案第14号来年度予算修正案に対する賛成討論です。議員各位の党派を超えた御賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。11番伊藤裕一君。

〔11番伊藤裕一君登壇〕

○11番（伊藤裕一君） 請願第1号、第2号に対する反対討論を行います。

初めに、請願第1号につきまして、将来的な最低賃金1,000円への引き上げについては、現政権も目標としているところであり、賛成できるものであります。しかしながら、早急な引き上げは企業体力の減少、機械化の進行による採用抑制、また物価上昇を招きかねず、賃金



の引き上げは、生産性向上や職業訓練等によるスキルアップの取り組みを支援することで、労使の合意によってなされることが望ましいと考えるところであります。よって、本請願には反対するものであります。

さらに、請願第2号につきまして、本請願は以下の2つの理由により反対であります。

第1の理由は、2割の自己負担が認められなければ、毎年の被保険者数の増加により、後期高齢者医療保険制度の存続が不可能になるとの懸念であります。すなわち、本市を例にとれば、本年1月末日のデータによれば、75歳以上の市民はおよそ1万7000人ですが、今後10年間は前年度比で毎年7%から8%ほどの割合で被保険者が増加すること、同様に茨城県全体で後期高齢者医療保険制度に加入している75歳以上の県民は、現在およそ41万人であります。今後は毎年前年度比で2%から3%の割合で被保険者数が増加し続けることは必定であり、おのずと保険金の支出の増大が不可避となり、結果として制度の存続が極めて危ぶまれると思料されるからであります。

第2の理由は、2割の自己負担への引き上げに反対するのであれば、当然に提示されてしかるべき対案が示されていないことであります。つまり、後期高齢者制度の存続のためには、被保険者の自己負担の引き上げが不可避であるにもかかわらず、自己負担の引き上げに反対であれば、単に引き上げに反対するのではなく、引き上げの部分に相当する金額を都道府県や市町村の一般会計等から支出してもらう等の対案を考慮し、そのような趣旨内容の請願として提案すべきであります。

以上の2つの理由から、請願第2号には反対であります。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番黒木のぶ子君。

〔8番黒木のぶ子君登壇〕

○8番（黒木のぶ子君） 請願第1号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願に対する賛成討論をいたします。

この間、安倍政権下で税制改正大綱に法人税の引き下げが盛り込まれましたが、この減税の恩恵は、企業の内部留保にただ加担しただけで、労働者の賃上げに対しては、ここ数年は一律のベースアップが見られてはおりますが、賃上げに至っては改善されておられません。日本は、国際競争力を理由にして賃金の引き上げを抑えてきたため、デフレ不況と円高になっているのが現状であります。

金融危機に直面した1997年をピークに賃金は減り始め、日本の賃金は世界から大きく取り残され、OECDでは、残業代を含めた総収入について1時間当たりの金額を計算した結果、国際比較をしてみると、2017年と1997年を比べると、20年間で日本は9%のマイナ

スとなっております。ちなみに、この間、イギリスは87%、アメリカも76%、またフランス66%、ドイツは55%ふえ、日本の平均年収はアメリカの3割も下回っているのが現状であります。OECD加盟国36カ国中の中でも日本は20位となっております。ここ牛久市内におきましても、所得が200万円以下の世帯が1万572世帯という低賃金の中で働いておられる市民もおります。

これらを勘案いたしますと、皆さん、議会の本分は何だと思えますか。私たち議員は、全ての面におきまして、市民がよい生活やよい環境、そういうことを推し進めるべき役割を担っているのが議員の役割だと考えているところです。良識ある議員各位のぜひ賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 議案第14号、平成31年度牛久市一般会計予算に対する修正動議が出ていますけれども、これに反対討論を申し上げます。

私は、この件と申しますか、その内容であります、修正動議の内訳内容は、都市計画を適正に管理するという事で、執行部が北部の地域に宅地開発を検討するための金額1,739万1,000円を計上したことについて、これの削除を求めるという修正動議であります、私はこの件につきまして、再三、北部地域の特に西側は宅地をつくるようにすべきであるということやをずっと申し上げてきました。なぜそれを申し上げたかは、皆様も聞いておられることと思えますが、牛久市は常磐線沿線自治体の中でずっと人口増加がありました。しかし、ここに来て急激に人口減に変わりつつあると。その原因は何かと申しますと、ひたち野地区の宅地がほとんどなくなってしまった、そこに大きな原因があるわけであり、旧の団地には確かに空き地は、空き家はどんどん、どんどん出ています。この対策は徹底的に牛久市は取り組むべき問題であります、その問題とひたち野地区の本当に宅地が少ない、何とかしてくれという若い夫婦の、何ていうんですか、主張、要望というものは別物であると考えます。

牛久市は、ただいま中学校をつくる所、ひたち野うしく中学校、それから幼稚園も間もなく完成ということで、金のかかる事業はどんどんこれからも出てくると思えます。牛久市の増収増策は、やっぱり市民税、固定資産税、何とかならないものかというのを、これは真剣に議員として考えなければならぬ問題であります。若い夫婦が転入してくれば、市民税、固定資産税、未来に向かってずっと納めてくれるわけでありまして、今必要な人たちの希望を無視する政策はよくない。執行部が本当に腰を上げて一生懸命今努力して県庁に行って、何とかここまでこぎつけたわけでありまして、本当に高く執行部のこの行動に対しては評価すべきものと考えます。

したがって、この修正動議にはぜひとも皆さん反対をしていただきたくお願いを申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番長田麻美君。

〔12番長田麻美君登壇〕

○12番（長田麻美君） 議案第10号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議、議案第14号、平成31年度牛久市一般会計予算に対する修正動議について、賛成の立場から討論をいたします。

この修正動議案に関しましての内容のプレミアムつき商品券、また増税について、私は反対をする立場でございますので、その視点から討論をいたします。

国が消費増税による経済への影響の平準化策の一つに挙げているこの事業であります。対象者が住民税の非課税世帯と3歳未満の子育て世帯に限定されているということで、利用できる人とできない人の間に差が生じることもございます。増税をする前に、まずやるべきことがあるということが現状でございます。

その他の一般会計補正予算、一般会計予算に関しましては賛成でございますけれども、この内容を含むことで、議案に対して反対をするものからの修正動議に対しては賛成をさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 請願第1号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書について、賛成討論をさせていただきます。

私がこれに賛成する主な理由は、第1にこの最低賃金というものを大幅に引き上げることが、今の日本が直面をしています少子高齢化、この問題を抜本的に改善していくためにはどうしても必要不可欠であると、このように考えるからであります。日本は、超高齢化社会というものが急速に進んできたというふうに言われているわけですがけれども、この超高齢化社会というものが急速に進んだ理由というのは、何も自然現象ではございません。人間が年をとるということは当たり前なことなわけですがけれども、日本のこの高齢化社会の進展というものは、少子化というものが一方で進んだ、そのために高齢者の比率が大変急速に進んでしまった。これが主な理由であります。

そして、この少子化がなぜ進んだのかということが、一つは貧困化の問題と大変不可分であるからであります。皆さん御存じかもわかりませんが、結婚の壁という言葉がございま

す。結婚の壁、何かといいますと、年収300万円、これが壁だというんです。年収300万円を超えている人と超えていない人で、結婚をしている率というのが極端に違う。言い方を変えますと、300万円を超えていない人は結婚をしにくい、結婚できない、こういう現状があるということです。実は、結婚できないだけではなくて、300万円を超えていない、特に男性ですけれどもね。男性は、女性との交際、つき合いもできない、できていないというのが統計でとられています。300万円を超えない人というのは、女性とも交際できない、結婚などというものはもちろんできない。結婚できないわけですから、子供ができない、出産率が大変落ちている。この最も大きな原因がやっぱりこういう経済的な構造、ここにあるわけです。

この中で、1,500円という数字が出ています、時給1,500円。労働基準法で言いますと、フルタイムに働いても週40時間です。1,500円ということは6万円、月に直すと4週とすると24万円、実際は22日計算ですから26万円程度にはなるんですけども、それで年収を考えた場合、1,500円時給でとって300万円をやっと超える範囲なんです。今、茨城の時給が822円ですか、約半額ですよ。安倍政権が頑張っただけで今回は大幅に最低賃金を引き上げたなどと騒いでいますけれども、数十円の単位で幾ら上げたところで、実際はこれから物価上昇とかそういうものを考えていくと、ほとんど変わらないというのが現状です。

つまり、今の状況を進めていったら、結婚の壁というものはいつまでたっても越えられない。非正規の労働者、この人たちが急速にふえているというふうな中で、その人たちが多くが結婚もできない、そして子供も生まれません。こういった状況が、今の状況を続けるならばずっと続くということでありまして。これは何としても変えなければならないと思います。

そして、もう一つ、今の状況が続くならば、生活保護世帯の予備軍というものを急速に拡大していく。これは政府の人たちも、特に厚労関係の人たちは実際におびえているそうでありまして、予備軍が急速に拡大していくということです。この822円という数字、茨城の数字、これ822円で月収にするとどのくらいになるのか。14万円ちょっとです。14万円ちょっとでアパート代払い、そしていろんな保険料を払い、さまざま引いていったら生活費なんていうのはほとんどございません。そして、この非正規の方々というのは、実は賃上げというものがほとんどない。実質変わらないというのが現状です。そういった方が急速にこれからふえていく、そして、ちょっとけがしたらもう働けない。働けなくなっても病休という形で保障されるということもございません。ストレートに収入が減っていく。そうしたら、もう生活保護を受けるしかないじゃないですか。今の構造を続けていけば、その予備軍をどんどんふやしていく。これは、今こそ決断をもって変えていかなければいけない、こういう時期だと思います。

ヨーロッパでは、実際にもうそれは進んでいるわけです。オランダでは、正規雇用と非正規

雇用の間のギャップというのは七、八割しかありません。日本のように半分以下なんていうところは、OECDの国の中では珍しいんです。日本自体が大変おくられているということ意識して、決断をして変えていかなければいけない。これを地方自治体からも声を大にしていかなければならないのではないかというふうに思います。

以上、賛成討論といたします。議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 請願第2号、後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願についての賛成討論といたします。

先ほど、反対討論の中で、後期高齢者医療保険は、高齢者がふえるということでの反対討論がありましたけれども、75歳という年齢で差別する制度であって、発足当初、国全体で反対運動が起きました。茨城県では全国の中でも先進的に原口医師会長ですか、当時の、初めとして反対運動が大きく展開されたところでございます。年金がまた一方で、高齢者にとっては年金が年々引き下げられているわけですね。生活実態は大変厳しいものがあります。生活保護基準を下回る世帯が何と全体の3割という状況を考えれば、これ以上の負担は命を危うくするものであるというふうに考えます。

また、常任委員会の中で、この2割への引き上げを行うと、医療の抑制につながってしまうことが当然起きるのではないかと危惧されているところであります。早期受診をしなくなって重症につながって、結果医療費の増大につながりかねないと懸念される、そういうところからこの請願に対しての賛成討論といたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって討論を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時45分といたします。

午前11時37分休憩

---

午前 1 1 時 4 7 分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第 3 号ないし議案第 2 4 号及び議案第 2 6 号の 2 3 件、請願第 1 号及び請願第 2 号の 2 件について順次採決いたします。

初めに、議案第 3 号、牛久市長等政治倫理条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、まず、本案に対する鈴木かずみ君外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成31年度牛久市一般会計予算、まず、本案に対する遠藤憲子君外1名から提出されました修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成31年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成31年度牛久市公共下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。



次に、議案第17号、平成31年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成31年度牛久市小規模水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成31年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成31年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、牛久市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、牛久市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、土地取得について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書、本案に対する委員長の報告は不採決でありますので、原案についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第2号、後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第26、議員提出議案第1号及び日程第27、議員提出議案第2号の2件についてを一括議題といたします。



議員提出議案第1号 牛久市議会議員政治倫理条例について

議員提出議案第2号 牛久市政治倫理調査委員会条例について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。20番中根利兵衛君。

〔20番中根利兵衛君登壇〕

○20番（中根利兵衛君） 牛久市議会議員政治倫理条例について、朗読をもって提案とさせていただきます。

政治倫理条例特別委員会は、平成27年12月11に設置されて以来、3年3カ月の間に31回にわたりまして委員会を開催し、政治倫理条例について協議してまいりました。

協議の過程においては、議員の資産公開に関する規定を盛り込んでいくか、また見送るか、現在の牛久市政治倫理条例を改正するか、あるいは市長等と議員のそれぞれにおいて別に条例を制定するかなどの議論がなされました。

その結果、現在は牛久市政治倫理条例という一つの条例によって、議員と市長等に関して規定しておりましたが、地方自治体では二元代表制をとっており、議員と市長等はそれぞれ立場が異なるため、議事機関としての牛久市議会議員政治倫理条例と執行機関としての牛久市長等政治倫理条例を分割して制定するという結論に至りました。

また、現在の牛久市政治倫理条例の中に規定されております政治倫理調査委員会に関する規定を、牛久市政治倫理調査委員会条例として新たに制定することも決定いたしました。

それでは、条例案について説明を申し上げます。

まず初めに、牛久市議会議員政治倫理条例についてであります。

本条例案の主な改正内容としては、ハラスメント行為、誹謗中傷、情報発信による名誉棄損を禁止する規定や、職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会に関する規定を新たに設けたほか、市からの請負契約に関し、議員の関係する企業の条件をより厳格な規定に改正するものであります。

また、兼業報告書、税等納付状況報告書、調査委員会による調査報告書など、従来は閲覧請求により閲覧に供していた報告書等については、インターネットや市情報公開統合窓口において積極的に公表する内容に改正するものであります。

以上のとおり、議員みずからを律するという姿勢で、より厳格な規定に改正するため、本条例案を提出するものであります。

次に、牛久市政治倫理調査委員会の条例についてであります。

牛久市議会議員政治倫理条例及び牛久市長等政治倫理条例に規定する政治倫理確立のため、必要な事項の調査、その他の処理を行うことを目的とする牛久市政治倫理調査委員会に関する規定を新たに制定するものであります。

本条例案の主な内容としては、委員会の所掌事務を初め、会議の招集から委員会の組織、委員会の会議録の調製に至るまでの事項を詳細かつ明確に規定するものであります。

これらの政治倫理調査委員会に関する規定は、現在の牛久市政治倫理条例の一部として規定するよりも、牛久市政治倫理調査委員会条例として新たに制定することが望ましいと考え、本条例案を提出するものであります。

以上、条例案の提案理由の説明をもって、政治倫理条例特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、議員提出議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件については、常任委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもちまして討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件について順次採決いたします。

初めに、議員提出議案第1号、牛久市議会議員政治倫理条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は可決されました。

次に、議員提出議案第2号、牛久市政治倫理調査委員会条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号は可決されました。

次に、日程第28、議員提出議案第3号についてを議題といたします。



議員提出議案第3号 牛久市議会議員の費用弁償の特例に関する条例について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。17番山越 守君。

〔17番山越 守君登壇〕

○17番（山越 守君） 議員提出議案第3号、提案理由の朗読をもって理由といたします。

牛久市議会議員の費用弁償の特例に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

市議会議員の費用弁償について、平成25年3月25日設置されました議会改革特別委員会発足以来、長年にわたり継続して調査研究、検討を進めてまいりました。

その結果、「職員と同様距離別に支給する」、「定額制支給額を日額2,000円から500円とする」、「支給しない」、「平成31年4月30日から当面の間支給しない」の4案に分かれ、幾度も議論を重ねてまいりました。

また、市議会定例会、委員会などの議会の会議に出席した場合の費用弁償については、自治法上支給されるものとして認められてはおりますが、平成29年12月31日時点における全市814市のうち、本会議や委員会などの議会の会議に出席した場合の費用弁償の支給停止状

況は457市となっており、全体の約56.1%が支給をしていない状況でございます。

こうした中、牛久市議会といたしましても、第2の報酬と言われております費用弁償のうち、「議会招集の場合出席した者に対する日当2,000円については、本年平成31年4月30日より、当面の間支給しない」と条例を定めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、議員提出議案第3号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもちまして討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号件について採決いたします。

初めに、議員提出議案第3号、牛久市議会議員の費用弁償の特例に関する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号は可決されました。

次に、日程第29、選挙第1号、牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

---

選挙第1号 牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（板倉 香君） 本件につきましては、2月1日付牛久市選挙管理委員会委員長から議長宛て、選挙管理委員会委員及び補充員の任期は平成31年3月31日をもって満了となる旨、地方自治法第182条第8項の規定により通知がありましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続けてお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。牛久市選挙管理委員会委員並びに同じく補充員を議長において指名することに決定いたしました。

牛久市選挙管理委員会委員に、大野光雄君、日下部守昭君、出山美和君、高橋三男君、同じく補充員に、第1位、沼尻正人君、第2位、飯村典子君、第3位、川村玲子君、第4位、猪又清子君を、それぞれ指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と決めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに決定いたしました。

ただいまの選挙結果につきましては、選挙管理委員長への文書をもって報告することといたします。

次に、日程第30、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会報告についてを議題といたします。

---

「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会報告について

○議長（板倉 香君） 本件に関しましては、調査特別委員会委員長から調査結果の報告を受けました。つきましては、特別委員会委員長から調査結果の報告を求めます。

柳井調査特別委員会委員長。

〔「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会委員長柳井哲也君登壇〕

○「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会委員長（柳井哲也君） 「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会報告を申し上げます。

なお、報告書の中に訂正すべき箇所があり、準備の都合上、この場で朗読により正してまいりますので、御了解いただきたいと思います。

地方自治法第100条により設置した「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会は、平成29年9月末から1年を超える期間をかけて、小坂城址土地購入に関する事務事業を調査し、検証を行ってきました。

そして、小坂城址土地購入事務処理調査委員会が調査の対象とした5項目のうち、不十分な調査結果とされた3項目の調査結果は、以下のとおりである。

（1）前市長が土地の転売について知ったのはいつか。

前市長は平成18年8月中旬に7人の共有者の1人である共有者代表が土とりについて前市長を訪れ、その際に転売をしたと第三者委員会で述べたと。当委員会において共有者代表からも8月のお盆のころに前市長に相談したという証言があり、転売について前市長が知った時期は平成18年8月中旬であることを証言した。（資料によると、平成18年7月31日に法人Aから法人Bに売却、9月に法人Bから共有者7人に売却、平成21年3月31日に共有者7人から牛久市に売却された）

（2）前市長が本件土地の購入を決めたのはいつか。

第三者委員会の調査で存在が明らかとなった生涯学習課で作成されたと思われる電子データに、平成18年11月、前市長から小坂城址の用地買収の7,000万円の補正予算を計上するよう依頼があったとする記載があった。しかし、このデータは、作成者、作成日付もなく、平成21年に更新されていることもあり、関係者に証言を求めた。その結果、前市長から予算計上の指示はあったが、事業が推進できる状況ではなかったため、計上は取りやめた経緯が明らかとなった。ただし、金額の根拠は不明であった。その後、整備計画や文化財の指定を受け、平成21年2月に7人の共有者と売買契約を締結し、3月に土地の購入をしている。

（3）将来、牛久市が本件土地を購入するとの確約があったのか。

共有者代表は、資材置き場として土地を購入したが、その際、文化財の包蔵地であることは知らなかったとしている。また、前市長は、当該土地の土とりについて共有者代表が相談に来たので、文化財として指定を受け、いずれ市として事業ができるような状況になれば、買い取



ることも可能であると話したと述べている。

平成18年、民間業者から土地有償譲渡届出書（売買予定価格500万円）が提出されたことから始まり、その後、小坂城址公園の整備計画、土地購入（6,342万円）と一連の事務手続が行われてきたが、その事務手続自体には不適切とまで言える点は認められなかったと第三者委員会の委員会の結論にも記されている。しかし、その前提となる事項として、上記の3点を中心として、当委員会では関係者の出席を求め、調査を行った。

調査の過程では、第三者委員会で聞き取りができなかった関係者も含め調査をしたものの、当時から14年の歳月が過ぎていることもあり、証言の内容の曖昧さや食い違いも散見され、全てを明らかにすることはできなかった。

以上が、上記3項目の調査結果である。

今後、特に大規模な土地取引に関する事業については、市長たる市のトップにいる者は、適正な手続を踏んだ事務事業の執行と、市民にわかりやすい説明責任を果たすことが求められる。また、牛久市議会は、本事案を教訓に、市政の監視機能をさらに強化させ、議会としての責務を果たしていかなければならないと思料する。さらに、政治倫理条例の見直しを図り、政治倫理の確立をより確かなものにすべく行動するものである。

最後に、本委員会の調査に御協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の最終報告とする。

以上が、1人の反対もない22名全会一致でまとめ上げた報告でありますことを申し上げ、百条委員会の報告といたします。

○議長（板倉 香君） 以上で、委員長の調査結果の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件に関しましては、特別調査委員会委員長の報告をもって、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の調査を終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の調査を終了することに決しました。

次に、日程31、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（板倉 香君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 平成31年度の第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

市議会議員の皆様におかれましては、来月の市議会選挙が予定されており、御多忙のことと存じ上げます。私も市長就任以来、常に議員の皆様との対話、大事にしてまいりました。市民の代表である皆様との対話は、まさに市民との対話そのものであり、私が掲げる「笑顔のまち牛久」をつくる取り組みの出発点であります。私の掲げた提案12項目は、ひたち野中学校や武道館の建設を初め、皆様の御理解と御指導により、着実に具現化してまいりました。また、牛久シャトー、そしてエスカード牛久の再活性化という決して簡単ではない取り組みも一歩、また一歩と歩みを始めたところでございます。これらの取り組みは必ず実を結び、牛久市を豊かにしてくれると信じております。

本日、ここに改めて議員の皆様への御理解と御協力を感謝申し上げ、皆様の牛久発展のための御尽力に敬意を表します。また、今回で勇退される議員の方もいらっしゃると思います。どうぞ、今後も機会を捉えて助言、御協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様の御健康と御活躍をお祈り申し上げ、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） これをもって平成31年第1回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 板 倉 香

署名議員 杉 森 弘 之

署名議員 須 藤 京 子